決 済 用 普 通 預 金

１．商品名	・決済用普通預金
２．販売対象	・法人および個人の方
３．期間	・期間の定めはありません。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・随時お預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
５．払出方法	・随時払い戻しできます。
６．利息 （１）適用金利	 ・無利息
７．税金	―
８．キャッシュカードの利用と手数料	・キャッシュカードのご利用ができます。 ・金庫所定の手数料を頂くことがあります。
９．付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合マル優および総合口座のお取扱いができます。 （総合口座貸越利率は、担保定期預金の約定利率に０．５％、担保定期預金の約定利率に０．７％を上乗せした利率です。）給与、年金等の受取口座に指定できます。 デビットカードサービスのご利用ができます。 公共料金等の自動口座振替口座としてご利用いただけます。 ・法人のお客さまの場合公共料金等の自動口座振替口座としてご利用いただけます。
10．中途解約時の取扱い	―
11．金利情報の入手方法	―
12．苦情処理措置紛争解決措置	＜苦情処理措置＞本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部法務管理課（９時～１７時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会　　（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所　（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

13. その他参考になる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。利息が付かない等の条件を満たしているため全額保護の対象となります。 ・但し、決済用総合口座の担保定期預金・担保定期積金は決済用預金ではな
	いので、当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して １，０００万円までと、その利息が保護されます。 ・普通預金から決済用普通預金への切替はできますが、決済用普通預金から普通預金への切替はできません。